

第2期子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

1 第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画における法定事業の実施状況について(令和2年度)

事業No.	事業名	基本目標の位置付け	R2計画	R2実績	単位	事業概要	令和2年度の実施状況	課題点	今後の事業展開・改善策等	担当課
1	就学前児童に係る教育・保育事業	1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	別添1を参照		人	保護者からの申請に基づき、就学前児童の教育・保育給付認定(1~3号)を行う。保育認定(2・3号)の児童については、利用調整も行う。 これまでの利用実績やニーズ調査の結果等により設定した「量の見込み」に対し適切な「確保方策」を設定し、適正なサービス提供を行う。	例年同様、年度当初の申請受付後は欠員補充分として随時受付を行った。受入可能数を上回る利用申請があり、待機児童も発生(R2.10.1時点9名)したが、定員の弾力運用を活用し、毎月利用調整を行うことで、可能な限りニーズへの対応を図った。	目標とする待機児童の解消には至らず、次年度の課題として引き継ぐ。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定子どもの減少と2号認定子どもの増加が見込みよりも大きく、「量の見込み」については、変更を検討する必要がある。	【継続】 引き続き待機児童解消のための取組に重点的に取り組む。	子育て支援課
2	時間外保育事業(延長保育事業)	1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	554	719	人	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間外に保育を行う事業。市の事業として実施する施設には事業費の補助を行っている。	市の事業としては、これまで市内保育所と小規模保育事業所での実施であったが、令和2年度から認定こども園を事業の対象に追加し、事業の拡充を行った。(それまでは自主事業で実施)	市の事業として実施する施設が増えたことにより、各施設において延長保育の実施時間が若干異なることとなったため、市内の施設情報を保護者に周知する際、延長保育の状況についても情報提供が必要。	【継続】 事業の継続実施に加え、実施内容に関する保護者への周知に努める。	子育て支援課
3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	381	342	人	保護者が就労等により昼間家庭にいない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。	令和2年度に荒尾中央学童クラブ(中央小校区)において1単位(50名)から2単位(70名)に定員を増設し、受け皿を拡充した。荒尾市全体としては、直営3単位、委託先9単位で実施した。	R2.7.1時点での待機児童数が10名と待機児童の解消には至らなかった。単位数を増設した中央小校区においても未だ待機児童が発生している状況であり、更なる受け皿の確保を検討することが課題。	【拡充】 令和3年度においても更なる受け皿の拡充を行い、待機児童の解消を図る。	子育て支援課
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	4 さまざまな子育て家庭に配慮した支援を実施する	35		2 人日	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設側が受入れ中止となった期間があったため、見込を大きく下回る利用実績となった。	核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、保護者の負担が増したり孤立するケースが増えているため、緊急的な利用に的確に対処できるよう体制を整えておく必要がある。	【継続】 令和2年度の利用実績は少なかったが、緊急的な利用もあるため、今後も事業を継続的に実施し、委託先となる児童養護施設等と連携した対応を行う。	すこやか未来課
5	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	4 さまざまな子育て家庭に配慮した支援を実施する	10		0 人日	保護者の仕事等により、平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、乳児院等において一定期間養育・保護を行う事業。				
6	地域子育て支援拠点事業	2 地域みんなで子どもを見守り育てる	12,855	6,745	人日	子育て中の親子の交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業。 市内保育所3園に委託して実施している。	なかよし保育園(なかよしひろば)、カンガルー保育園(カンガルーポケット)は週3日、桜山保育園(こじか)は週5日の活動日を設けて活動を行った。 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を休止した期間があったことから、見込みと比較し実績が大きく減少した。	本事業は子育ての負担軽減や子育て中の親の孤独感の解消の一助となっている。新型コロナウイルス感染症の流行により外出等が制限され、子育て中の親子の居場所が少なくなる中、感染防止対策を講じながら事業を継続的に実施していくことが課題。	【継続】 親子が安心して活動に参加できるよう、新型コロナウイルスの感染防止対策に留意しながら事業を継続的に実施する。	子育て支援課
7	一時預かり事業(幼稚園型) 1号認定	1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	1,628	8,154	人日	1号認定の在園児に係る通常の教育時間前後や休日に預かりを行う事業。	市内の認定こども園3園、市外の認定こども園・幼稚園7園に委託して実施した。(他の園は自主事業として実施) 事業の実施施設数が見込みより多かったため、利用者数も見込みを上回った。	在園児を対象としているため、確実にニーズには対応できるが、預かり時間や保護者負担金は各園で異なる。	【継続】 今後も利用希望者のニーズに適切に対処していく。	子育て支援課
8	一時預かり事業(幼稚園型) 2号認定		52,950	83,840	人日	幼稚園が認定こども園に移行したことに伴う、2号認定子どもに係る通常保育。	市内認定こども園7園で2号認定の保育を行ったが、無償化の影響により、2号認定で利用する児童数が見込みを上回った。	2号認定に係るニーズ量が見込みよりも大きくなっており、確保方策となる利用定員を適切に設定していくことが課題。	【継続】 利用定員については必要に応じて年度ごとに見直しを行い、ニーズに適切に対処していく。	
9	一時預かり事業(一般型)	1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	245	462	人日	保育所等を利用していない就学前児童を対象とし、家庭における保育が一時的に困難になったときに、預かりを行う事業。 荒尾市清里保育園にて1日に3人を受入上限として実施している。	年間利用者数は、延べ462人(実人数68人)であった。うち1日利用は393人、午前半日利用53人、午後半日利用16人となっている。 新型コロナウイルス感染症の拡大により受入を休止した期間もあったが、見込みを上回る利用実績となった。	1日の預かり時間は最長8時間(8:00~16:00)となっているが、ニーズに応じて保育所の開所時間中(7:00~19:00)の対応を検討する必要がある。	【継続】 今後も継続して実施し、利用者数の増加等があれば令和4年度以降の拡充等について検討を行う。	子育て支援課
10	病児・病後児保育事業	5 安心して子どもを産み育てることができる社会を推進する	2,513	1,178	人日	保育所や幼稚園に通園している児童が、病気の時や病気の回復期にある時に、医療機関に併設された専用スペースにおいて一時的に預かりを行う事業。 市内医療機関1か所に委託して実施している。	新型コロナウイルス感染症予防対策として、1日最大20名としていた定員を、10名程度に抑えて事業を実施した。 受入規模の縮小と利用控えにより利用実績は見込みの半数以下となった。	1日の受入数を抑えて事業を継続したため、当日の利用を断るケースもあった。限られたスペースの中で三密を避けた感染予防対策を講じることと利用ニーズに応えることの両立が課題。	【継続】 感染対策を行いながら継続して事業を実施する。	子育て支援課

第2期子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

事業No.	事業名	基本目標の位置付け	R2計画	R2実績	単位	事業概要	令和2年度の実施状況	課題点	今後の事業展開・改善策等	担当課
11	ファミリー・サポート・センター事業 (就学前)	2 地域みんなで子どもを見守り育てる	333	104	人日	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員として登録するセンターを開設し、会員同士の援助活動の調整や講習等を行う事業。 市内の社会福祉法人(1法人)に委託して実施している。	新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用控えと、緊急事態宣言発令時等における事業休止の影響により、利用実績が見込みの3分の1程度に減少した。	利用会員・協力会員相互のマッチングと感染予防対策が課題。	【実施】 利用会員の登録者数は増加傾向にあり、ニーズはあると考えられる。今後は感染予防対策を講じながら、協力会員又は両方会員の確保と、ファミリー・サポート・センターの活動に関する情報提供を通じて活動の拡大を図る。	子育て支援課
12	ファミリー・サポート・センター事業 (小学生)		121	37	人日					
13	利用者支援事業 (特定型)	3 子育て家庭の不安を解消する	1	1	箇所	児童及びその保護者が、教育・保育及びその他の子育て支援サービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談対応や情報提供等を行う事業。 市役所内子育て支援課に専門職員2名を配置し実施している。	電話や窓口にて来庁者へのサービスの案内等を行った。 対応件数は延べ523件(電話・窓口)となっている。	定期的な研修等による専門職員の資質の維持・向上を図ることにより、より質の高い利用者支援としていくことが課題。	【継続】 今後も継続して事業を実施する。	子育て支援課
13	利用者支援事業 (母子保健型)		1	1	箇所	妊産婦や乳幼児及びその保護者の実情を把握し、各種相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う等、妊娠期から子育て期に亘るワンストップ拠点として支援を行う事業。 令和2年度に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設した。	子育て世代包括支援センターの開設に伴い、令和2年度から助産師、心理士を新たに雇用することで、妊娠期から乳幼児期における相談体制の充実を図った。 また、妊娠期からの支援を強化し、産後早期に訪問等の支援を行うことに繋げた。	支援が必要と判断された妊産婦については、各関係機関との連携が必要不可欠であり、連携を密にしていけることが課題。	【継続】 医療機関や福祉機関等の関係機関との連絡等を密に行い、連携体制の強化に務める。	すこやか未来課
14	妊婦健康診査	5 安心して子どもを産み育てることができる社会を推進する	383	365	人	母体・胎児の健康管理を行い、安全・安心な出産に繋げることを目的とし、妊婦健康診査14回分の費用助成を行う事業。	母子健康手帳交付の際に、妊婦健康診査受診票を交付し、健診(全14回)受診の必要性等について説明を行った。 出生数の低下により、受診票の交付数も見込みより少なくなっている。	妊娠の届出が遅延すると、全14回の健診を全て受診できない可能性があり、早期の届出について継続的に啓発していくことが課題。	【継続】 妊娠届出の早期提出と健診受診の必要性について引き続き啓発に努める。	すこやか未来課
15	乳幼児全戸訪問事業	3 子育て家庭の不安を解消する	383	324	人	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 虐待等リスク要因のある家庭を早期に把握し、虐待等のリスク回避に繋げる。	対象世帯330件中324件に訪問(訪問率98.2%)し、子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭を他のサービス提供に結び付けることができた。 母子保健法に基づく新生児訪問指導と合わせて実施することで、よりきめ細かい支援に繋がった。	新型コロナウイルスの感染拡大により、玄関先訪問となったケースもあったが、養育環境や母子の関わり方等を把握するため、対面継続が必要であり、感染防止対策との両立が課題。	【継続】 今後も継続的に事業を実施し、関係機関と連携しながら支援が必要な家庭の把握に努める。	すこやか未来課
16	養育支援訪問事業	5 安心して子どもを産み育てることができる社会を推進する	105	249	人	養育支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業。	乳児全戸訪問事業等によって把握した支援を要する家庭に対して、保健師、助産師、家庭児童相談員等が継続的な訪問を行い、児童の養育環境の維持・改善のために必要な助言、指導等を行った。	支援の受入に消極的な家庭に対し、切れ目なく継続的な支援を実施していくことが課題。	【継続】 今後も継続的に事業を実施し、関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭に対する切れ目の無い支援を行うよう努める。	すこやか未来課

2 法定事業以外の取り組みについて

事業No.	事業名	基本目標の位置付け	取組内容	令和2年度の実施状況	課題点	今後の事業展開・改善策等	担当課
1	児童虐待防止対策	4 さまざまな子育て家庭に配慮した支援を実施する	要保護児童の適切な保護を図るために、市、児童相談所、保育所(園)、学校、警察、医療機関等から構成される「荒尾市虐待防止等対策地域協議会」が中心となり、関係機関における情報の共有や支援方針の検討等を行う事業。	関係機関による代表者会議(年1回)、実務者会議(年2回)を定期的に開催するとともに、個々のケースについては、支援状況に関する情報共有及びケース検討会を必要に応じて開催した。	支援が必要な分野に応じて関係機関が複数にわたることから、役割分担を明確にしケース支援を行っていくことが課題。 また、個別事例についての支援目標をより明確にすることで支援の充実を図ることが必要。	【継続】 個別事例についての主担当機関を明確にし、実務者会議で進行管理ができるよう体制構築に努める。	すこやか未来課
2	子どもの貧困対策	4 さまざまな子育て家庭に配慮した支援を実施する	子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り、関係機関と連携しながら子どもの貧困対策を総合的に推進していく事業。	関係課(教育振興課、子育て支援課、すこやか未来課、福祉課)にて教育・生活・経済的支援等の取組をこれまでと継続した取組を実施した。 また、令和2年度においては、子ども医療費の助成対象の拡充(中学生までの医療費全額助成に拡充)を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への経済的支援として「子育て世帯への臨時特別給付金」等の支給(子育て支援課)を行った。	各種サービスの情報について、支援が必要な世帯に効果的に届いていない可能性があり、情報発信等により的確に必要な情報を届けていく事が課題。 また、各種取り組みが複数の部署や関係団体にわたっていることから、それぞれの役割分担を明確にしながら、官民協働による実施体制を構築し、事業を推進していくことが必要。	【継続】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済面・生活面への影響は今後も続くと思われるため、状況を勘案しつつ、現在予定していない取組についても、必要に応じ緊急性の高いものから対策を検討していく。	子育て支援課